

入札公告(電子入札)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年3月6日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之

1. 調達内容

- (1) 契約件名 平成30年度 兵庫労働局搬送業務委託契約(再公告)
- (2) 仕様及び数量 「仕様書」による
- (3) 履行の期間 「仕様書」による
- (4) 履行の場所 「仕様書」による

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度の一般競争(指名競争)参加資格者(全省庁統一資格)で、近畿地域における「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金をいう。)に加入し、該当する制度の直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (9) 労働保険に加入し、直近2保険年度の労働保険料の滞納がないこと。

3 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムにより執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官へ書面による申出の上、紙入札方式(以下:紙入札)で参加することができる。

4 入札関係書類

(1) 入札説明書の交付期間

本公告の日から平成30年3月13日(火)17時00分まで

***兵庫労働局ホームページからダウンロードが可能。**

なお、ダウンロードを行った場合、別添「入札関係書類受領書」を提出すること。(FAX可)

(2) 競争入札参加申請書等の受付期間 (郵送不可・閉庁日除く)

本公告の日から平成30年3月13日(火) 17時00分まで
紙入札の場合は兵庫労働局総務部総務課会計第一係まで提出すること。

*提出期限までに到着しなかった場合は無効とする。

(3) 入札書の受付期間 (郵送不可)

平成30年3月14日(水) 9時00分から

平成30年3月15日(木) 17時00分まで

紙入札の場合は封入封印したものを、兵庫労働局総務部総務課会計第一係まで提出すること。

*提出期限までに到着しなかった場合は無効とする。

5 開札日時及び場所

(1) 日時 平成30年3月16日(金) 9時00分

(2) 場所 兵庫労働局 第1共用会議室(神戸クリスタルタワー15階)

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札に要求される事項

入札者は、支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。また、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書のとおり。

8 入札関係書類に関する問い合わせ先

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局 総務部総務課 会計第一係 松浦

TEL: 078-367-9173 FAX: 078-367-9163

入札説明書

平成30年度 兵庫労働局搬送業務委託契約（再公告）

本案件は、「電子調達システム」による応札及び入開札手続きと併せて、紙を利用した応札及び入開札手続きを使用するものとする。

兵 庫 労 働 局

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之
調達機関番号 017
所在地番号 28

2. 調達内容

- (1) 件名 平成30年度 兵庫労働局搬送業務委託契約（再公告）
(3) 仕様 別紙「仕様書」のとおり
(4) 履行の場所 別紙「仕様書」のとおり
(5) 履行の期間 別紙「仕様書」のとおり

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 平成28・29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格者（全省庁統一資格）で、近畿地域における「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
(6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
(7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金をいう。）に加入し、該当する制度の直近2年間の保険料の滞納がないこと。
(8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
(9) 労働保険に加入し、直近2保険年度の労働保険料の滞納がないこと。

4. 入札にかかるスケジュール等について

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

①入札参加申請書受付開始

平成30年3月6日（火） 9時00分から

※入札参加申請時添付書類

- ・資格審査結果通知書(写)
- ・社会保険料の滞納がないことが確認できる領収書等書類(直近2年間分)(写)
- ・労働保険料の滞納がないことが確認できる領収書等書類(直近2年保険年度分)(写)
- ・誓約書（支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨）
- ・役員等名簿

②入札参加申請書受付締切

平成30年3月13日（火） 17時00分まで

③入札書の受付開始

平成30年3月14日（水）9時00分から

④入札書の受付締切

平成30年3月15日（木）17時00分まで

※通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

※添付ファイルとして必ず入札金額内訳書を入札書と同時に提出すること。

⑤代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合は、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。なお、電子調達システムにおいては復代理人による応札は認められない。

(2) 紙による入札を行う場合

①競争入札参加申込書の受付開始

平成30年3月6日（火）9時00分から

※郵送不可、閉庁日除く

※入札参加申込時必要書類

- ・資格審査結果通知書(写)
- ・社会保険料の滞納がないことが確認できる領収書等書類(直近2年間分)(写)
- ・労働保険料の滞納がないことが確認できる領収書等書類(直近2保険年度分)(写)
- ・誓約書（支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨）
- ・役員等名簿
- ・競争入札参加申込書（紙入札方式）
- ・電子入札案件の紙入札方式での参加について

②競争入札参加申込書の受付締切

平成30年3月13日（火）17時00分まで

③入札書の受付開始

平成30年3月14日（水）9時00分から ※ 郵送不可。

④入札書の受付締切（必着）

平成30年3月15日（木）17時00分まで

⑤入札書の提出方法

入札書は当局様式にて作成し、封筒（長形3号）に入れ封をし、割印（1カ所以上）をしたのち入札書受付締切日時までに持参すること。また、その封筒に氏名（法人の場合はその名称または商号）、宛名（兵庫労働局支出負担行為担当官）及び「〇月〇日開札 調達件名 入札書在中」と朱書きすること。また、**必ず入札金額内訳書（別添指定様式あり）を併せて封入すること。**

(3) 開札

①開札日時及び場所

日時：平成30年3月16日（金）9時00分

場所：神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階

兵庫労働局 第1共用会議室

②電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより参加する場合には、立ち会いは不要であるが、入札者は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

③紙による入札の場合

紙入札による参加者は、開札時に代表者でない者が立ち会う場合、当局様式の委任状を提出すること。

なお、第1回目の開札に立ち会わない紙入札参加者は、第2回目以降の再入札を行うこととなった場合、その入札を辞退したものとして取り扱う。

また、開札執行職員の求めに応じられるよう、競争参加資格を証明する書類、立会者の身分が証明できるものを必ず持参しておくこと。

④開札会場の入退場について

立会者は、開札会場には開札の定刻までに入場すること。定刻が過ぎた後の入場はできないものとする。また、開札執行職員がやむを得ない事情があると認めないかぎり、指示があるまで開札会場を退場することはできない。

(4) 再入札の取り扱いについて

開札の結果、入札価格が当局の予定価格の制限に達した入札がない場合は、再入札を行う。なお、再入札は2回を限度とする。また、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

(5) 競争入札参加申込書・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階

兵庫労働局総務部総務課会計第1係 担当：松浦

電話 078-367-9173 FAX 078-367-9163

5. 入札及び開札に関する注意事項

(1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ①競争入札参加申込書または参加申請書が指定した日時までに提出がない場合。
- ②入札者またはその代理人が、本案件にかかる入札において他の入札者の代理人を兼ねた場合。
- ③紙入札において入札書を当局様式以外のもので提出した場合。
- ④紙入札において入札書の金額を訂正した場合。
- ⑤予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者が入札した場合。
- ⑥入札公告に指定した競争参加資格の等級以外の者が入札した場合。
- ⑦担当官が入札不完全と認めた場合。
- ⑧入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した場合。
- ⑨誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合。

(2) 入札書には、入札者の所在地・氏名の記入・押印（電子入札の場合は押印不要）をし、日付については提出日を記入すること（開札日ではない）。

金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を、末尾に、－（ピリオド ハイフン）を記入すること。

また、入札金額については、応札者が消費税に係る課税事業者か免税事業者かに関わらず、入札金額内訳書に記載された金額から消費税相当額（算出時に1円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てた金額）を除いた金額とする。

(3) 入札書提出後の内容変更及び取消しについては、一切受付けないこと。

(4) 紙入札による者は、代表者が立ち会う場合は代表者印、代理人の場合は代理人印、復代理人の場合は復代理人印、及び入札書を持参すること。

(5) 予定価格を超過するなどの理由により再入札とする場合、再入札は2回を限度とする。

この限度内において落札者がいない場合は、再度、公告入札の実施若しくは予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用する。

- (6) 落札者となるべき者が二者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (7) 入札参加申請後、入札へ参加しない場合は、辞退届を速やかに提出すること。
- (8) 落札者の決定にあたり、開札会場において落札業者名及び落札価格を発表するとともに、当局ホームページに掲載する。また、開札結果について情報公開法に基づき情報公開請求がなされたときは公開することがある。

6. 入札保証金及び契約保証金 免除

7. 前払金及び部分払 なし

8. 落札者

- (1) 兵庫労働局で作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者が決定した時は、入札参加者に落札者氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者は、法人登記簿謄本を提出すること。

9. 支払の条件 契約書（案）のとおり

10. その他

- (1) 契約手続き等に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ① F A Q ・ お問い合わせ U R L <https://www.geps.go.jp/faq/all>
 - ② 電子調達システムヘルプデスク U R L https://www.geps.go.jp/contact_us
T E L 0570-014-889(ナビダイヤル) / 017-731-3177 (I P 電話等をご利用の場合)ただし、参加申請及び応札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には兵庫労働局総務部総務課会計第1係まで連絡すること。
- (3) 軽微な仕様変更に伴う契約変更の手続きは、発注後に行うこととする。
- (4) 当該契約に関する疑義・質問については、書面により平成30年3月13日（火）15時までに上記4（5）に示した場所に提出すること。（郵送及びF A X可）
- (5) 入札説明会は実施しない。

仕 様 書

1 件名

平成30年度 兵庫労働局搬送業務委託契約（再公告）

2 契約期間

平成30年4月2日から平成31年3月29日まで。

3 仕様

(1) 搬送対象

メール便等の荷物（ただし、信書は除く）

対象物1件あたりの寸法等は次のとおり。

○メール便：長辺34、短辺25、厚さ2（cm以内）、重量1kg以内

○宅配便：三辺（長さ・幅・厚さ）合計170（cm以内）、重量2.5kg以内

(2) 年間発注数量（見込み）

別添「平成30年度 年間発注見込数量」のとおり。

(3) 搬送物の引取り

○場所 兵庫労働局

・神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14～17階

○日時 16時00分から17時00分の間に行うこと。

・閉庁日（土日祝日、12月29日から1月3日）は除く。

・**盆期間は開庁している**ため、引取りを行うこと。

(4) 搬送物の納入

○納入場所

・主に兵庫県内の労働基準監督署・公共職業安定所

※出張所、分室等の外部施設を含む。

※兵庫県内外の官公庁、事業所等も見込まれる。

○納入日時

・兵庫県下労働基準監督署及び公共職業安定所（出張所、分室等の外部施設を含む。）

※引取日の翌日（翌日が閉庁日の場合は、直後の開庁日）までに納入すること。

なお、納入する時間帯は納入場所の業務時間内（おおむね8時30分から17時15分）とするが、**可能な限り午前中に納入**すること。

・兵庫県内外の官公庁・事業所等

※引取日から5日以内、但し、5日目が納入先の休日等の場合は、その直後の営業日等に納入すること。

4 その他（注意事項等）

（1）送り状の納入等

契約期間の初日までに、搬送に必要な帳票（送り状）を発注者（兵庫労働局）に納入すること。なお、帳票の発行・納入等に係る費用は、全て受注者の負担とするので留意すること。また、**差出人・宛先等をあらかじめ印字した帳票**の納入を依頼する場合があるため、対処すること（この場合の帳票発行・納入等の費用も、受注者負担とする）。

（2）荷受リスト等の提出

搬送物の引取日当日中に、引取物を示すもの（荷受リスト、送り状控え等）を発注者に提出すること。

（3）受注者の注意義務

引取った搬送物は、取扱いに十分注意すること。また、事故や毀損等を起こさないよう、確実に搬送すること。

万が一、搬送物の誤配・紛失・毀損等の事故が発生した場合は、発注者の指示に基き、顛末報告・事後調査等を行うこと。

（4）宛先不明の搬送物の取扱い

発注者が発送した搬送物のうち、宛先不明等の理由により発注者に返送することとなった場合、返送に伴う費用が生じた場合であっても契約と同一の単価とすること。

（5）着払いの取扱い

発注者への通常の着払いの搬送物は、契約外とする。

（6）搬送料の請求

搬送料は、各日・各品目の数量に契約単価を乗じ、これを合計した額に消費税相当額を加算した額を、請求額とすること（**消費税相当額算出時に、1円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てること**）。

また、請求は1か月ごと（各月末締め）に行うこと。

（7）業務の第三者への委託

委託業務の処理についてその全部を他に委託し、あるいは請け負わせてはならない。

ただし、やむを得ない事情等により、委託業務の一部について再委託を行う場合は、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他の運営管理の方法を明らかにしたうえで、あらかじめ、契約担当官等の承認を得なければならない。この場合、受注者は再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。

（8）疑義等の取扱い

本案件の契約に関する疑義が生じた場合、又は契約に定めのない事項については、受注者の約款等に基き、発注者と受注者が協議のうえ、別途これを定めることとする。

平成30年度 年間発注見込数量

メール便	22,501通
------	---------

※長辺34、短辺25、厚さ2（cm以内） 重量1kg以内

	サイズ	60	80	100	120	140	160	170	合計
	宅配便	兵庫県内	5,584通	715通	237通	14通	1通	1通	1通
近畿		100通	37通	31通	1通	1通	1通	1通	172通
中国		15通	2通	4通	1通	1通	1通	1通	25通
四国		1通	1通	2通	1通	1通	1通	1通	8通
東海		11通	1通	8通	1通	1通	1通	1通	24通
北陸		3通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	9通
関東		210通	38通	65通	1通	1通	1通	1通	317通
信越		2通	1通	3通	1通	1通	1通	1通	10通
九州		5通	1通	6通	1通	1通	1通	1通	16通
東北		2通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	8通
北海道 沖縄		1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	7通
宅配便の合計					7,149通				

※搬送地域は下記の通り

近畿：大阪 京都 滋賀 奈良 和歌山

中国：岡山 広島 山口 鳥取 島根

四国：香川 徳島 愛媛 高知

東海：愛知 三重 岐阜 静岡

北陸：福井 石川 富山

関東：東京 埼玉 千葉 茨城 群馬 栃木 神奈川 山梨

信越：長野 新潟

九州：福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島

東北：青森 岩手 秋田 宮城 山形 福島

※宅配便の重量は25kg以内とする。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 ○○○○ (以下「甲」という。) と、○○○○○○○○○
○ (以下「乙」という。) は、物品等の搬送作業に関して、次の条項により単価契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 甲は、別紙「仕様書」に基き、日常の物品及び兵庫労働局物品管理官所属の物品等 (以下「物品等」という。) を甲が指定する場所に遅滞なく搬送することを乙に委託し、乙はこれを受託する。

(物品等の規格及び単価)

第 2 条 乙が搬送する物品等の品目は、次の各号のとおりとする。

(1) メール便

(2) 宅配便

2 乙が搬送する物品等の規格は、別紙「仕様書」のとおりとする。また、物品等の搬送の単価は、別紙「料金表」のとおりとする。

(集荷・納入の場所)

第 3 条 乙が搬送する物品等の集荷場所は、兵庫労働局 (神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号) 内の、甲が指定する場所とする。

2 乙が搬送する物品等の納入場所は、甲が別途指定する場所とする。

(契約期間)

第 4 条 契約期間は、平成30年4月2日から平成31年3月29日までとする。

(契約保証金)

第 5 条 甲は、本契約の契約保証金を免除する。

(危険担保)

第 6 条 乙は、物品等の引取後、甲が指定する場所への納入までの間に生じた事故等すべての損害について、責任を負わなければならない。

(履行遅延料)

第 7 条 乙は、物品等の引取後、別紙「仕様書」に定められた期日以内に、納入場所へ納入しなければならない。

2 甲は、乙が期日内に納入しない場合において、特に遅延料を徴し、納入期日の延長を許可することができる。遅延料は、その期日の翌日から起算した遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額とする。

- 3 乙は、天災地変その他乙の責に帰さない事由により、期日内に合格品を納入できない場合は、その理由を記して、甲に納入期日の延長を請求することができる。この場合において、請求が正当と認められる場合は、甲は前項の遅延料を免除することができる。

(検査)

- 第 8 条 乙は、搬送毎に甲又は甲の指定する職員（以下「検査職員」という。）による検査を受けなければならない。
- 2 乙は、前項の検査の結果、不適正であると検査職員が認めた場合は、直ちに必要な措置を講じ、再度検査を受けなければならない。

(搬送料の請求)

- 第 9 条 乙は、搬送した数量及び品目毎に本契約の単価を乗じ、これを合計した総額に消費税相当額を加算した搬送料を、甲が指示する証拠書類を添付して、1 か月毎に官署支出官 兵庫労働局長（以下「官署支出官」という。）に対し請求することとする。ただし、当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、これを切捨てることとする。
- 2 乙は、前項の搬送料について、毎月末日毎に締切ることとする。

(代金の支払)

- 第 10 条 官署支出官は、乙から適法な請求書を受領した場合は、その日から起算して 30 日以内にその代金について支払わなければならない。
- 2 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、乙に対し前項の期間満了の翌日から支払日まで、この契約の成立の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により財務大臣が決定した率（以下「政府契約における利率」という。）の割合で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるとき及びその額に 100 円未満の端数があるときは、その金額は支払わないこととする。

(権利・義務の譲渡、承継の禁止)

- 第 11 条 乙は、本契約により生じる権利若しくは義務を、第三者に譲渡又は継承してはならない。

(再委託)

- 第 12 条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- 2 乙は、再委託する場合には、様式 1 により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合は、この限りでない。
 - 3 乙は、委託業務の一部を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
 - 4 乙は、委託業務の一部を再委託する場合は、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第13条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2「再委託に係る変更承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制図)

第14条 乙は、再委託の相手方が更に第三者に委託を行う場合は、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1「履行体制図」を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更がある場合は、速やかに様式3「履行体制図変更届出書」を甲に届出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称又は住所のみが変更となった変更の場合。

(2) 契約金額のみが変更となった場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めた場合は、乙に対して変更理由等の説明を求めることができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する事由により、本契約を履行する見込がないとき。

(2) 乙又はその使用人が、甲の行う検査に際し、不正行為又は甲若しくは甲の指名する検査官の職務執行を妨害したとき。

(3) 甲の都合により、契約の解除を必要とするとき。

(4) 乙がこの契約の解除を請求し、甲がその事由を正当と認めたとき。

(違約金)

第16条 乙は、前条第1号、第2号又は第4号に基き本契約を解除した場合は、甲が指定する金額の違約金を甲に納入しなければならない。ただし、契約の解除が天災地変その他正当な事由に基くものと認められる場合は、甲はこれを免除することができる。

(契約単価の改定)

第17条 本契約締結後、著しい経済情勢の変動、天災地変等により、この契約に定める条件では契約の履行が困難な場合は、甲乙協議の上、単価その他この契約に定める条件を変更することができる。

(調査・報告義務)

第18条 乙は、甲が発注した物品等の誤配、紛失、毀損その他の事故に対し、事後の調査及び顛末を甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第19条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下まとめて「乙等」という。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)に基づく排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)に基づく課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項に基づく課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙等が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項に基づく刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む)。

2 乙は、本契約に関して、乙等が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項に基づく通知を受けた場合は、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第20条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第21条 甲は、下記各号いずれかに該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する誓約書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第22条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は違約金として、甲の請求に基いた違約金(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基いた違約金を、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙等に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)に基く排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙等に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)に基く課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙等に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項に基く課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が、刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項に基く刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 本条第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第24条 乙は、前条までに規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙の役員等(代表者、役員、支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者又は理事等、乙の経営若しくは運営に実質的に関与している者をいう。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。又は乙がこれを知りながら、不当に利用等をしているとき。
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等の利用等をしているとき。
- (3) 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第27条 乙は、第25条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、第25条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第29条 甲は、第25条、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 2 乙は、甲が第25条、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、司法警察員への通報及びその捜査に必要な協力を行うものとする。

(条項解釈)

第31条 本契約の条項に関する疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ別途これを定める。

以上

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 ○○ ○○

乙 ○○県○○市○○○○-○○-○○
○○○○○○○○
○○○○○○○○○○ ○○ ○○

料金表

メール便	円
------	---

※サイズ:長辺34、短辺25、厚さ2 (cm以内) 重量:1kg以内

宅配便	サイズ	60	80	100	120	140	160	170	
	兵庫県内								
	近畿								
	中国								
	四国								
	東海								
	北陸								
	関東								
	信越								
	九州								
	東北								
	北海道 沖縄								

※搬送地域は下記の通り

近畿：大阪 京都 滋賀 奈良 和歌山

中国：岡山 広島 山口 鳥取 島根

四国：香川 徳島 愛媛 高知

東海：愛知 三重 岐阜 静岡

北陸：福井 石川 富山

関東：東京 埼玉 千葉 茨城 群馬 栃木 神奈川 山梨

信越：長野 新潟

九州：福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島

東北：青森 岩手 秋田 宮城 山形 福島

※宅配便の重量は25kg以内とする。

※価格は税抜価格

様式 1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 ○○○ 殿

名 称 :

所 在 地 :

代表者名 :

印

再委託にかかる承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 ○○○ 殿

名 称 :

所 在 地 :

代表者名 :

印

再委託にかかる変更承認申請書

標記について、下記のとおり変更申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を遂行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇 殿

名称

代表者氏名 印

履行体制図変更届出書

契約書第14条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

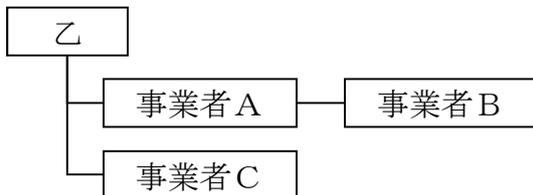
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇区・・・	円	
B			



誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1から3のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。（※再委託対象案件に限る。）

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

平成 年 月 日

所在地
事業所名
代表者名

印

役員等名簿

事業所名

所在地

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員(監査役含む)を記入してください。

競争入札参加申込書（紙入札方式）

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

申込人

所在地

事業所名

代表者名

印

下記物件の競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

件 名 平成30年度 兵庫労働局搬送業務委託契約（再公告）

※ 氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載し、社印及び代表者印を捺印すること。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

所在地
事業所名
代表者名 印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名
平成30年度 兵庫労働局搬送業務委託契約（再公告）

2 電子調達システムでの参加ができない理由

（記入例）認証カードの申請中だが、手続きが遅れている為

入 札 書 (紙入札方式)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

所在地
事業所名
代表者名 印
代理人 (復代理人) 印
※代理人 (復代理人) に委任されている場合、社印及び代表者印は省略可

下記案件について入札説明書等の記載事項について遵守し、仕様書に従って受託するものとして入札します。

件 名 平成30年度 兵庫労働局搬送業務委託契約 (再公告)

入札金額 (総価格) (消費税除く)

※ 落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを以下に記載すること。
なお、記載がない場合、および記載された数字が他の入札者と重複した場合は、連絡先電話番号の末尾3ケタを電子くじ番号とする。

--	--	--

※ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の8%に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。) をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

※ 入札金額は算用数字で、数字の頭には ¥ (エンマーク) を、末尾には . - (ピリオドハイフン) を記載すること。

入札金額内訳書

契約件名 平成30年度 兵庫労働局搬送業務委託契約（再公告）

メール便	年間見込通数	22,501通				単価	円	合計金額 (①)				円				
宅配便		年間見込通数	単価	年間見込通数	単価	年間見込通数	単価	年間見込通数	単価	年間見込通数	単価	年間見込通数	単価	地域別合計金額		
	サイズ	60		80		100		120		140		160			170	
	兵庫県内	5,584通		715通		237通		14通		1通		1通		1通		円
	近畿	100通		37通		31通		1通		1通		1通		1通		円
	中国	15通		2通		4通		1通		1通		1通		1通		円
	四国	1通		1通		2通		1通		1通		1通		1通		円
	東海	11通		1通		8通		1通		1通		1通		1通		円
	北陸	3通		1通		1通		1通		1通		1通		1通		円
	関東	210通		38通		65通		1通		1通		1通		1通		円
	信越	2通		1通		3通		1通		1通		1通		1通		円
	九州	5通		1通		6通		1通		1通		1通		1通		円
	東北	2通		1通		1通		1通		1通		1通		1通		円
	北海道 沖縄	1通		1通		1通		1通		1通		1通		1通		円
	宅配便の合計金額 (②)														円	
総合計①+②※税抜価格 (入札金額)														円		
総合計①+②※税込価格 (契約金額)														円		

※メール便はサイズ長辺34、短辺25、厚さ2（cm以内） 重量1kg以内

※宅配便の重量は2.5kg以内とする。

※宅配便の搬送地域は下記の通り

近畿：大阪 京都 滋賀 奈良 和歌山	関東：東京 埼玉 千葉 茨城 群馬 栃木 神奈川 山梨
中国：岡山 広島 山口 鳥取 島根	信越：長野 新潟
四国：香川 徳島 愛媛 高知	九州：福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島
東海：愛知 三重 岐阜 静岡	東北：青森 岩手 秋田 宮城 山形 福島
北陸：福井 石川 富山	

所在地

事業所名

(代理人用)

委 任 状

私儀

今般_____印_を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

- 1 件 名 平成30年度 兵庫労働局搬送業務委託契約（再公告）
- 2 委任事項 上記1に係る入札及び見積に関する一切の権限及びそれに係る復代理人の選任に関する権限

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

競争入札参加者
所在地
事業所名
代表者名

印

(復代理人用)

委 任 状

私儀

今般_____印を復代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

- 1 件 名 平成30年度 兵庫労働局搬送業務委託契約（再公告）
- 2 委任事項 上記1に係る入札及び見積に関する一切の権限

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

競争入札参加者（代理人）

所在地

事業所名

代表者名

印

代理人（復代理人）による開札の立ち会い等にかかる留意事項

代理人（復代理人）をもって、入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う場合には、下記により委任状が必要となります。

記

- 1 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の本店、または本社に所属する場合は、委任状【代理人用】を使用してください。

「競争入札参加者」… その法人の代表者

「代理人」… 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

- 2 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の支店、または営業所等に所属する場合は、委任状は【代理人用】および【復代理人用】の2枚が必要になりますので、以下のとおり使用してください。

【代理人用（1枚目）】

「競争入札参加者」… その法人の代表者

「代理人」… 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者の所属する支店または営業所等の長

【復代理人用（2枚目）】

「競争入札参加者（代理人）」

… 1枚目で委任された支店長または営業所長等、その法人の代表者

「復代理人」… 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

※ 上記の規定は、法人格のない事業についても同様に取扱います。

※ 入札会場に入場できる者は、代表者のほかは、委任状により代理権（復代理権）を授与された者に限ります。

※ 代理及び復代理は、委任状発行以降の日に限り有効です。

辞 退 届

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 伊藤 浩之 殿

所 在 地

事業所名

代表者名

代理人(復代理人)

印

印

この度、下記件名につき辞退いたします。

記

件 名 平成30年度 兵庫労働局搬送業務委託契約（再公告）

入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

【F A X送信票】

兵庫労働局総務部 総務課 会計第一係 松浦 行
(F A X番号 078-367-9163)

入札件名	平成30年度 兵庫労働局搬送業務委託契約（再公告）	
参加入札方式 (いずれかに○)	電子調達システム	紙入札
受領日 (ダウンロード日)	平成 年 月 日	
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
担当者F A X番号		
備考 (質問事項)		

入札関係書類を当労働局ホームページからダウンロードした場合には、
本票に記載のうえ、上記FAX番号へ必ず送信して下さい。
(急な仕様変更を行った場合等に、その旨をご連絡する際に使用します)